夶

新

高知県スポーツ振興県民会議条例(抜粋)

(設置等)

条の規定に基づき、同条に規定する審議会その他の合議制の機関 として高知県スポーツ振興県民会議(以下「県民会議」とい う。)を設置するとともに、県民会議の組織及び運営に関し必要 な事項を定めるものとする。

(任務)

- 会」という。) の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議 し、及び当該事項に関して知事又は教育委員会に建議する。
- (1) 地方スポーツ推進計画の策定、変更、検証及び評価に関す ること。
- (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用 に関すること。
- (3) スポーツ施設 (スポーツの設備を含む。) の整備等に関す ること。
- (4) スポーツ事故の防止等に関すること。
- (5) スポーツに関する科学的研究の推進等に関すること。
- (6) 学校における体育の充実に関すること。
- (7) スポーツ産業の事業者との連携等に関すること。
- (8) 顕彰に関すること。

旧

高知県スポーツ推進審議会条例(抜粋)

(設置等)

第1条 この条例は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31 第1条 この条例は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31 条に規定する合議制の機関として高知県スポーツ推進審議会(以 下「審議会」という。)を設置するとともに、同条の規定により 審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

- 第2条 県民会議は、知事又は高知県教育委員会(以下「教育委員 | 第2条 審議会は、知事又は高知県教育委員会(以下「教育委員 会」という。)の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議 し、及び当該事項に関して知事又は教育委員会に建議する。
 - (1) 地方スポーツ推進計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用 に関すること。
 - (3) スポーツ施設(スポーツの設備を含む。)の整備等に関す ること。
 - (4) スポーツ事故の防止等に関すること。
 - (5) スポーツに関する科学的研究の推進等に関すること。
 - (6) 学校における体育の充実に関すること。
 - (7) スポーツ産業の事業者との連携等に関すること。
 - (8) 顕彰に関すること。

- (9) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関すること。
- (10) スポーツの競技水準の向上に関すること。
- (11) スポーツ団体に対する補助金等の交付に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関し必要な 事項

(組織)

- 第3条 県民会議は、委員25人以内で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、県民会議 に臨時委員を置くことができる。

(任命)

- 第4条 県民会議の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちか│第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、 ら、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。
 - (1) スポーツ又は学校体育に関する団体の役職員
 - (2) 市町村関係団体の役職員
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要があると認める者 (任期等)
- ける補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任 を妨げない。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき は、解任されるものとする。
- 3 委員が任命された時における当該職又は身分を失ったときは、 委員の職を失う。

(会長等)

- (9) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関すること。
- (10) スポーツの競技水準の向上に関すること。
- (11) スポーツ団体に対する補助金等の交付に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関し必要な 事項

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に 臨時委員を置くことができる。

(任命)

- 知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。
- (1) スポーツ又は学校体育に関する団体の役職員
- (2) 市町村関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者

(任期等)

- 第5条 県民会議の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合にお 第5条 審議会の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合におけ る補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を 妨げない。
 - 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき は、解任されるものとする。
 - 3 委員が任命された時における当該職又は身分を失ったときは、 委員の職を失う。

(会長等)

- 第6条 県民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定 める。
- 2 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠 けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 県民会議の会議(以下この条及び次条において「会議」と | 第7条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。) いう。)は、会長が招集する。
- の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができな V)
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、出 4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、出 席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。

(委員以外の者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議 への出席を求め、及び意見を求めることができる。 (部会)

- 第9条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことが できる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定 める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定め る。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上 の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができな V1.
 - 3 会長は、会議の議長となる。
 - 席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。

- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会 に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その 職務を代理する。
- 6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。 (庶務)
- 第10条 県民会議の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処 理する。

(委任)

<u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、<u>県民会議</u>の組織及び運営に <u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、<u>審議会</u>の組織及び運営に関 関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

し必要な事項は、規則で定める。